

## 令和3年度 第2回八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例 評価委員会 議事録

日時 : 令和4年5月31日(火) 18時00分～20時35分

場所 : 八尾市役所 8階第2委員会室

出席者: 清水委員、田中委員、川野委員、武内委員、西田委員、西寺委員、藤本委員、  
村尾委員、森下委員、山本委員、渡邊委員、新迫委員、小林委員

※委員名は号数順の五十音順

欠席者: 福中委員、坂本委員

### 1. 開会

#### ●事務局

定刻となりましたので、ただいまより「第2回八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」を開催させていただきます。

### 2. 委員紹介

### 3. 議事

#### (1) 意見交換

##### ○田中委員長

まず前回の第5条までの意見交換の中で、第4条(まちづくりに参加する権利)に関して、「権利」という文言がきつい印象なので、和らげられないかというご意見が多くありました。

第4条に関して、条例策定の経緯も含めて事務局より説明いただき、その後、第6条以降の条文について、意見交換を行いたいと思います。

#### ●事務局

追加資料1「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例の策定経過」、追加資料2「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第4条の検討経過」、追加資料3「第4条(まちづくりに参加する権利)に関する他市状況調査一覧」、追加資料4「第4条(まちづくりに参加する権利)に関する他市状況調査(まとめ)」について、事務局より説明

##### ○田中委員長

事務局の説明に一部補足しておきます。追加資料2は、平成17年の会議資料の抜粋です。

「ニセコ町まちづくり基本条例」を参照しています。これは、地方自治体レベルで、まちづくりの参加権を初めて規定した画期的な条例です。それまでは、住民は自分が住んでいる

まちにもかかわらず、住民が参加する権利は条例ベースでルールに規定されていませんでした。21世紀に入ってから「ニセコ町まちづくり基本条例」ができました。それまで権利という概念がなかったため、画期的なものとして各自治体が参照するようになりました。

私もこの2か月間考えてみたのですが、前回、皆様からご提起いただいたところは、まちづくりに対する感覚の進歩もあり、当たり前になってきています。わざわざ「権利」と言わなくても、日常的に住民主体のまちづくりをやっているという表れとして、前回の皆様のご提起になっていると思います。

委員長としては、本日の事務局の報告にあったように整理し、前回の皆様からの権利を巡っての解釈や考えを、提言書にしっかり落とし込みながら記載していきたいと思います。

前回からの流れとしてこのように整理したいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、今の方向性でまとめていただきたいと思います。

次に、本日の本題に入ります。第6条から第16条まで議論をしますが、かなりボリュームが大きいので、区分しながら進めていきます。

まず、市民との情報共有や市民の責務に関する第6条と第7条をまとめて議論します。

次に、市の責務をまとめた第8条と第9条をまとめて議論します。

続いて、今回特に重要となる校区まちづくり協議会関連である、第10条、第10条の2、第10条の3、第11条を一括して議論を行います。次に第12条、第13条、第14条をまとめて議論し、最後に第15条と第16条はそれぞれ一条ごとに議論します。併せて6つの区分に分けて議論するため、1区分につき最大20分とさせていただきます。20分を超えそうな場合は一旦議論を終えて、最後に時間をとってお聞きします。また、後日追加資料5のご意見シートを活用して、ご提出いただくようにします。

また、皆様にご意見をお伺いする前に、再度条例評価手法の2つの視点を確認しておきたいと思います。

1つ目は、「現行の条例の条文が、運用上適切かどうか」「条文を改正する必要があるかどうか」ということについて、各種取り組み状況等の検証等を踏まえてチェックしていただきたいという評価の視点です。

2つ目は、「条例をどう見直しすればよいか」や、「次の5年間に条例を推進する上で、何に力を入れて取り組めばよいか」という提案の視点です。この2つの視点を持って、各条文の検討を行いたいと思います。前回配られた資料4の条例解説と、資料5の取り組み状況も適宜見ながら、本日も前回に引き続き、活発な意見交換、検討をお願いいたします。

まず、第6条（情報の共有）と第7条（市民の役割）について議論します。資料5の7～11ページが該当内容です。市からの情報提供や、市民による情報収集と市民どうしの情報

交流について、またまちづくりの主体である市民の役割について、ご意見を申し上げます。

第6条については、第1項から第3項まで、主語が「市は」となっており、市の義務を強調する形になっています。第4項だけは「市民は」が主語となっており、市民どうしの情報交流を図るという重要な部分です。

8ページの情報提供については、市が義務として行わなければならないまちづくりに関する情報共有を積極的に行ってきたかという実績が示されています。特に配慮が必要な方や、前回も意見が出ていた若い人に届くようなSNSを活用した配信がどうだったか、加えて、市民どうしの情報交流の状況として、この2年間は、コロナ禍で対面での交流機会が厳しいものでしたが、そのような中での新しい展開があれば、ご意見を申し上げます。

#### ○小林委員

第6条（情報の共有）の4項についてですが、実績として市民どうしの情報の交流があまり見えてきません。どのような手法で行われるのかが疑問に思います。

田中委員長から、若い世代がSNSで情報収集するというご指摘がありましたが、私の周りの若い世代は、市がSNSで情報発信をしていることをあまり知らないようで、全戸配布の市政だよりで情報を仕入れている様子があります。

#### ○田中委員長

小林委員は、市民活動支援ネットワークセンターで活動をされていますが、市民どうしの情報交流において、中間支援組織としてあればよいと思われるアイデアがあればお聞かせください。

#### ○小林委員

少しお時間をいただきたいと思います。

#### ○田中委員長

後日でも構いませんので、よろしく申し上げます。

#### ○新迫委員

条文に関しては問題ないと思います。先ほどご意見のありました小林委員と同様、若い世代として意見を述べます。コロナ禍により在宅で過ごすことが多くなった小学生や市民の方々がおられますが、子どもたちは調べたいと思えば、スマートフォンなどですぐに調べることができます。そのような中で、調べればすぐに分かる情報のみしか発信できていないから、フォロワーが伸び悩むのだと思います。私は大学1年生のときに、商工会議所の青年部で行っているジュニアエコノミーカレッジでインターンシップをしましたが、そこで経験した企画をすることの魅力は参加した学生にしか分かりません。興味をもつ方がいいような

情報は、市としてもどんどん発信していけばよいと思います。

#### ○田中委員長

資料5の8ページの右下に「フォロワー数・チャンネル登録数」のグラフがありますが、右肩上がりに伸びているわけではありません。フォロワー数が伸び悩んでいる原因を分析することで、対応が変わります。新迫委員のご意見のとおり、若い世代はツールを使いこなしながら、自分たちで相当のことを調べることができます。調べても分からない情報を、つまりどういった内容の情報を発信していくかが重要だと感じました。

他の委員のご意見はいかがですか。市民どうしの情報交流について、コロナ禍で工夫して取り組まれたことなどはありませんか。

#### ○西田委員

現在、SNSを使いながら手法を勉強中で、情報の中身までには至っていません。我々の世代はSNSで情報の内容を把握することは難しく、顔を見て話す方が分かりやすいです。Zoomで会議をしても、後でもう一度会って話をしたいと思います。

#### ○田中委員長

ご高齢の方は、まず道具を使いこなすことが難しいです。資料5の9ページに、「オンラインで市民が情報交流できる環境を整えていくことが必要です」とありますが、これは前回の条例評価を行った際にはなかった部分です。対面が大切なことはもちろんですが、それを補完するツールが用意されてきているため、情報保障をしっかり行うことが重要です。

市民どうしの情報交流についてアイデアがあれば、ご意見シートにご記入ください。

続いて、第7条（市民の役割）について、ご意見をお願いします。

第1項は、当事者意識をもってまちづくりに関わろうというものです。第2項はそれぞれの立ち位置を尊重しながら、しっかり連携、協働して進めていくという内容です。11ページを見ると、課題は前回から変わっていないどころか、さらに厳しくなっています。若い世代の地域活動の参加状況ですが、「参加した経験がある」は令和2年度は41.4%と、平成28年度以降、40%前後であることは変わりませんが、「参加したいと思わない」が平成28年度と29年度は20%前後だったのに対して、令和2年度は4分の1以上に増えています。年代別で見ると、20代と30代が高く、若い世代の参加意向が低くなっています。

このあたりを踏まえ、市民の役割について、皆様のご意見をお聞かせください。

#### ○西田委員

地域活動の参加状況の数値が横ばいである理由は、我々の年代が若い人を求めているのだが、我々の年代がしなければならぬと考える行事に参加させてしまっているからだと思います。私は「つどい」にいますが、若い人の中には、地域活動には参加していないもの

の、自分たちがやりたい市民活動には関わっている人がいます。そのような相談が多いです。このようなことから、地域活動と校区まちづくり協議会を組み合わせで紹介しても、なかなか交わっていかないのが現状です。

#### ○田中委員長

実態の本質をついたご指摘だと思います。地域活動の定義は幅広いですが、主を担っているのは西田委員の世代だとすると、地域を日々回していくために、必要な取り組みがあります。しかし、それを前面に押し出すと、若い世代はやらされ感を感じて受け身になり、自分の好きなことをするために市民活動に流れるようになります。もちろん市民活動の草の根がもっと広がれば、八尾市としては豊かになるかと思いますが、その辺りの詳細な分析が必要です。藤本委員はいかがでしょう。

#### ○藤本委員

先日私の住んでいる地区福祉委員会の役員を選出があり、若い人に地区福祉委員会の委員長をお願いしてみようとなったのですが、昼間の会議が多く、お願いすることが難しいと分かりました。

行政を退職された方は地域活動に参加してくれますが、委員長のようなポジションは遠慮されることがあります。今の枠組みのままでは、若い人と一緒に進めていくのは難しいです。若い人もやりたいことがあると思いますが、我々の枠組みに入れられるのは、しんどいのだと思います。

#### ○田中委員長

枠組みを作っているのは、現在の担い手である、リタイアして地域活動に時間を割くことができる方々です。そこへの新規参入するハードルは高く、市民の役割を実質化するうえで、枠組みを変えられるかどうかが大変な視点になります。

#### ○藤本委員

加えて、最近では70歳くらいまで働く人が多いです。60歳定年であっても、65歳まで、70歳まで働く人がいます。地域活動に参加してほしいと思っても、仕事を理由に参加できないという人も多いです。

#### ○田中委員長

その点も1つの大きな側面です。70歳でも若手ということですね。

#### ○藤本委員

役員の子手がいまません。民生委員は75歳が定年ですが、成り手がないために定年延

長となっています。担ってもらいたい若い層と現実に担っている層を考えると、厳しい状況です。

#### ○西田委員

我々の年代は、地域でお世話をするとき、ある程度仕事を犠牲にして地域活動をしていましたが、今の年代はそうではなく、仕事を優先する時代になっています。それだけ若い人の生活が大変だということです。行政の会議は昼間が多いですが、私の地域では金曜日の夜に会合を行っています。平日は仕事で忙しくても、週末なら何とか参加できるようです。そのように、若い人が参加できるように仕組みを変える必要があります。

#### ○田中委員長

既存の枠組みはそれぞれの場面で変えていく必要があります。

やりたいと思っている人をどれほど増やしていけるかが重要で、やりたいと思っている人の背中を押せる地域であるべきだと思います。地域活動への参加状況の原因を掘り下げて考える必要があります。

第6条、第7条に関して、清水委員からコメントがあればお願いします。

#### ○清水委員

第7条は大事です。修正が必要な部分はありません。ただ、広く周知されなければ、担い手がないという現状は変わりません。第7条以降の部分ですが、市民がまちづくりを自らの問題として捉えて、まちづくりの主体となって活動することは、まちづくりの協働の基本です。これを知っていただき、わが事として捉えていただくにはどうすればよいだろうと考えていました。大事な条文ですが、地域の実態を聞くと、厳しいと思いました。

情報発信についてですが、SNSの中身はこれからだと思います。若い人は古い情報がいつまでも掲載されていると見なくなるため、更新の頻度が求められます。行政の情報に対しても同じです。市の情報の更新頻度とチャンネル登録数の関連を検証すると、効率的な情報発信につながると思います。

#### ○田中委員長

市民の役割については、校区まちづくり協議会のところにも出てくるため、そこでもご意見をいただければと思います。

第6条、第7条に関しては、条文はこれでよいですが、ご意見の観点で議論を整理していただくよう、お願いします。

続いて、第8条（市の責務）、第9条（説明責任）について、ご意見をお願いします。資料5の12～14ページが該当内容です。

第8条は、対話に基づくまちづくりの推進に加えて、まちづくりに向き合う八尾市職員

育成を行うことが記載されています。

第9条は、課題解決のプロセスを市から市民にしっかり説明すること、市民との対話は分かりやすく行うということです。資料5の14ページ「八尾市職員の対応の分かりやすさ」のデータですが、「わかりにくかったと感じた人」は減少しており、前回より若干改善されているということです。

#### ○西田委員

地域担当制の職員は、「つどい」を頼って情報を得ようとする人が増えてきており、育ってきていると感じます。

#### ○田中委員長

職員が地域に出向く姿勢について、西寺委員は日々の活動を通して、どのように感じておられますか。

#### ○西寺委員

八尾市女性団体連合会は、消費問題に多く関わっています。消費の問題を解決するために、市の広報を活用して、生徒を募集していますが、参加者は我々よりも上の年代が多いです。その方々が地域に戻って学んだことを地域の人に知らせていただくことで、このような場所に参加していただくことを願っていますが、若い人はなかなか集まりません。個人的には、本来は、20代後半から40代前半の次の世代の方にこのよい条例を担っていただきたいと思っていますが、見えてきません。

今後、若い人に担っていただくためには、私は以前から有償ボランティアも必要だと思っています。お金の話をすると汚いと思う人もおられますが、若い人も生活がかかっているため、仕事を休んでまで参加することはできません。仕事が終わった後の夜に2～3時間参加していただくためには、有償ボランティアも検討できればと思います。

#### ○田中委員長

「市民のまちづくりへの参画の機会を保障し」に関して、若い人が関わっていないことに対して、市としてもっと積極的に介入する必要があります。その具体的なアイデアとして、有償ボランティアというお話をいただきました。

同じく現場で活動しておられる村尾委員はいかがですか。

#### ○村尾委員

2年間コロナ禍で活動が止まっていましたが、現在、動き出しています。八尾市では青少年指導員と単位子ども会と一緒に活動していますが、SNSは良くにも悪くにもなります。若い人はSNSを頻繁に使いますが、「単位子ども会は手を離す」という発信があったりし

ます。この2年間で加入数は減少しています。手を離されて子どもが置き去りにされています。

私の地区では、手を離されたときに連合こども会を作りました。今までも「役員にはなりたくない」という意見があったことから、青少年育成連絡協議会として手が出せるため、指導員で役員を引き受けることとして、保護者が役員を担わなくてもよいようにしました。その際に、地域の学校との連携が大事だと思いました。学校と相談して、児童数や申込も回収もすべてしていただきました。行事も、先生と一体となって日にちを決めました。皆様働いておられるので、本部の育成や八尾市の青少年団体が若い人に譲ろうと思っても、朝や昼の会議が多いため難しいです。時間帯を考えなければ、若い人には譲れません。私ももっと早く退こうと思いましたが、今度60歳の男性に了解を得られたので譲ります。とにかく派遣委員が多いです。この時間帯でも働いている人は難しいです。様々な面で改革が必要です。若い人を責めても仕方ありません。私の地区では、頭を柔軟にして募集をかけさせていただき、70人の子どもが集まってくれました。これから問題点が出てくるかもしれませんが、始めてみようと思います。

#### ○田中委員長

本質をついた話が2点ありました。

1点は、我々が当たり前として行ってきた枠組みで臨むと、まちづくりの持続が厳しいということです。第8条で、市の責務として「市民のまちづくりへの参画の機会を保障し」と言いながら、若い人が参加できない時間帯や種類の会議を前提とすると、受け止めきれません。

もう1点ですが、地域と学校との連携については、地域と学校が連携して子どもの喜びや楽しさを保障していくことだと思いますが、この条例は、教育公務員は想定していません。地域の1つの主要な連携組織として、学校園をどう捉えるかは大切な視点だと思いました。

#### ○藤本委員

第8条を何度も読みました。私は八尾市第6次総合計画に委員として関わりましたが、「まちづくり」というキーワードがありました。第5次総合計画の時には、地域の1つの核として地域拠点を置き、コミュニティ推進スタッフや地域担当制を置いて行っていくことが見えていました。第6次総合計画の際には、市のトップが変わったこともあり、出張所自体はまた証明書が発行されるようになり、私の住んでいるところは市役所から遠いため、ありがたいと思っていますが、従来のお出張所業務に手がかかっており、コロナ禍もありますが、地域拠点のあるべき姿が見えにくくなっています。

コミュニティ推進スタッフは、優遇的に動ける側面がありますが、出張所職員は証明書発行を分担ということで、関わりにくい状況が出てきています。地域担当制も分かりにくく、現在どのようになっているのか、お聞きしたいです。コロナ禍でやりにくい面があったとは



と思いますが、後退しているように感じます。

#### ○田中委員長

西田委員からは、地域担当制職員が育ってきているという評価がある一方、藤本委員からは別の観点でのご意見がありました。市長が交代して、地域拠点の位置付けが変わったという面もあると思います。事務局から、地域担当制の運用状況は話せますか。後日資料提供でも構いません。

#### ●事務局

地域担当制の取り組みですが、コミュニティ推進スタッフは、出張所の課長補佐が担っており、校区まちづくり協議会の活動支援を中心に行っています。

地域担当制というのは、出張所職員全員が担当である位置付けで、様々な地域活動の支援を行っているものです。出張所の業務は、地域支援、証明書発行、届け出などの事務的な業務です。市民意識調査などで、市民が出張所に求めているものを見ると、手続きや相談に力を入れてほしいというニーズがあることから、そのような業務を行いながら、地域の方々がまちづくりの課題を自らの問題として捉えて、主体的に活動できるような支援を行っている状況です。

#### ○田中委員長

13 ページに「①市民ニーズに的確に対応できる体制の整備」とあるように、地域担当制の有無にかかわらず、市職員は、地域と向き合って寄り添うことがベースになります。全市を上げてそのような人材を育てているかです。地域に出向くことが弱いということで、「八尾市地域ボランティア職員制度」が出てきたと理解していますが、これもあまりうまくいっていない面があります。

各委員からご意見があったように、地域のまちづくりをサポートする職員はどういうものかを、今一度組み直して考えていただきたいと思います。

清水委員、いかがでしょうか。

#### ○清水委員

第8条は、皆様から多くのご意見が出たので、第9条についてお話しします。

第9条は、「市が」と、市が主体になっていますが、今後の協働のあり方を考えると、説明責任は市だけでよいのか、疑問に思っています。第10条以降での校区まちづくり協議会についての議論は、本条例の中で重要だと思いますが、校区まちづくり協議会のなかで説明責任を果たすということが見当たりません。第1条にあるように、本条例は市と市民、市民どうしが主体であるなかで、説明責任のあり方として、市だけでよいのかが気になります。

前回もこれからの協働のあり方についてお話ししましたが、市と市民など、必ずしも市が

パートナーとして入らなければならないということではありません。市民どうしのつながりや、市内の様々な団体どうしで違うステージで活動して、それを市が支援するというあり方も、もっと推進すべきだと思います。第8条は「市の責務」なので、市が主語であることは理解できますが、第9条は市の説明責任だけでよいのかどうかです。様々な団体が情報を出すことも重要であり、それも説明責任を果たすということだと思います。

若い世代にとっては、自分の住んでいる校区まちづくり協議会が何をしているかが分からないために参加しにくいという面もあると思います。積極的な情報発信を促すということ「説明責任」とすることが適切かどうかは分かりませんが、その視点が必要です。

どのように変えればよいか建設的な意見を考えていたのですが、条文の追加など、かなり手を入れる大きな話になるかもしれません。その必要性について、ご意見をいただきたいと思います。今の条文ではよくないということではなく、新たな視点を設ける必要があるのではということです。

#### ○田中委員長

協働の考え方ですが、今までの印象では「市民と市」が全面に出ていました。いわゆる公民協働です。協働の本質が、まちづくりを行う市民と市民や、地域の団体などとの連携が中心であるなら、まちづくりの協働主体がきちんと見えるようにすることが重要ということで、その視点に立つと、説明責任は市だけに求められるものではないというご意見です。

#### ○西田委員

先ほど、「地域の職員が育ってきた」と述べたのは、13ページの中ほどにあるような「地域力を引き出す能力やノウハウを身につけた職員」が出てきたということです。「何でもお手伝いしますよ」ではなく、「それは地域で考えるべきことです。実行してください」と地域に刺激を与えてくれる職員が必要で、そのような話が「つどい」にきています。そのようなことから、仕組みが分かった職員が出てきたと感じています。

各課や保健センターの地域の担当者や、避難所開設員など、地域に密着した職員が増えてきています。民生委員も務めています。民生委員も地域別に担当者がいます。社会福祉協議会も地区福祉委員会も担当制を作っていることから、職員が育ってきているのではと思います。

#### ○田中委員長

全体を通していかがでしょうか。

清水委員から提起いただいた点は大きいため、皆様にも振り返っていただき、ご意見シートなどでご意見を述べていただきたいと思います。

第8条、第9条はこれで終わります。

続いて、第10条（対話の場）、第10条の2（校区まちづくり協議会）、第10条の3（わ

がまち推進計画)、第11条(市民公益活動への支援)についてです。資料5の15~23ページが該当内容です。

取り組み状況では、担い手やまちづくり協議会の認知度について、また若者、個人など多様な主体の参画について課題が挙げられました。地域の仕組みとNPOに代表されるテーマ型の仕組みに関連する条例を一括して意見交換を行います。

15 ページでは、対話の場として、このようなことが実際に各地域でできているかということだと思えます。

16 ページは、対話の場に関する主な取り組みです。コロナ禍で、高齢の方は馴染めない面もありますが、サブ的にオンライン等を活用することで、若い人の対話の場を広げていくことも1つの方向性だと思えます。対話の場を円滑に進めるための人材が育成できているかです。これはまさに小林委員のような、人と人、組織と組織をつなぐ中間支援的な立場の人が、できるだけ多く八尾市の中で生み育てられていくことが重要です。

17 ページは、校区まちづくり協議会をどうしていくかという部分です。皆様が活動されている中で、感じておられることをご意見としていただきたいと思えます。わがまち推進計画は、校区まちづくり協議会が各活動の目標、活動方針、活動内容等をまとめたものとして策定されてきました。ただし、先ほど清水委員からご指摘があったように、わがまち推進計画の内容や事業報告が各校区まちづくり協議会で公表されているところは、まだ少ないということが21ページに記載されています。市民公益活動に関しては、地域活動だけでなく、広くNPO法人的な、ボランティア的な活動も含みながら、どのように捉えていけばよいかです。校区まちづくり協議会に関しては、認知度がまだおぼつかない面があります。18ページにあるように、「知らない」が約6割で、若い世代に至っては「知らない」が8割を上回っています。

異なる観点で、地域づくりや地域振興に携わっておられる川野委員には、校区まちづくり協議会はどのように映っておられますか。

## ○川野委員

事業者の立場でみると、校区まちづくり協議会は認識されていません。

八尾市内の事業所全体で、商業系の事業を行っており、「やお買い物まつり」を大々的に行っています。地域の消費者と触れ合うというコンセプトを含んだ事業なので、そこで、校区まちづくり協議会のことを消費者に話をさせていただく機会はあると思えます。全事業所が掲載されたチラシを新聞広告等で配布しているため、校区まちづくり協議会の役員に、それを利用していただき、各地域の事業所と触れ合っていただく機会を作れば、伝わるのではと思えます。事業所としても、消費者として来ていただくとかなりメリットがあり、触れ合いもできます。事業者が校区まちづくり協議会に参画する可能性もあります。地域の市民であれば、積極的にされると思えます。事業所としては、消費者を連れてきていただくことでメリットを得られます。まちづくりの活動を行っていることを話せば、事業者も乗ってくる

と思います。

#### ○田中委員長

ただ今のご意見によると、校区まちづくり協議会ができて10年経ちますが、校区内の事業者と校区まちづくり協議会が連携して目立った取り組みをしている事例がないということでしょうか。

#### ○川野委員

私が知らないところもあると思います。事業者に対しては、地域の消費者との触れ合いを推進しています。校区まちづくり協議会の情報はありません。消費者団体や女性団体連合会とは連携していますが、各地域でとなると難しいです。

#### ○田中委員長

オール市の取り組みはあると思います。今のご意見を聞くと、各校区でも可能性があると思います。他市の事例であるように、校区内の子どもを地域の事業所に招いて、ものづくりの社会見学をしてもらうなどで、「自分の住んでいる地域でこんなに素晴らしいものが作られている」と地域への愛着を深めることは可能だと思います。その取り組みの中で、地域の自治組織である校区まちづくり協議会と事業所が連携して青少年育成を行っている事例もあります。活性化としてお祭りを仕掛けるなどもあると思います。

いずれにしても、地域では広がっていないというご意見としてお聞きしました。

#### ○森下委員

我々の竹湊地区は中小企業が多いです。何年か前に、地域の子どもと保護者の中小企業への社会見学で校区まちづくり協議会に協力を得たことがあります。その際に参加者を募るのが大変で、子どもを集めるために学校に協力してもらいました。学校に「校区まちづくり協議会で社会見学を開催したい」ということを伝えて、先生から保護者に申込用紙を配っていただいたところ、1年生から6年生まで20~30人の応募がありました。高学年はよいのですが、1年生はものづくりの現場の見学は、離れて見なければ危ないところもあります。お菓子を作っているところは、それほど危なくありませんが、お菓子を作っている企業から、お菓子のお土産の提案があったこともあり、子どもが喜びます。旋盤などの企業にはパンフレットを用意していただいたところ、子どもが「また行きたい」と書いた作文をもらいました。続けてするとマンネリ化してしまうので、間を空けて行っています。

若い世代の件ですが、私の経験では、1つの役をすると充て職がついてくるため、その辺りも考えていただきたいです。

私は民生委員の中でも主任児童委員を担っており、主に子どもの委員をしています。担い手がいません。PTA役員には若い保護者がいるため、学校に主任児童委員の後任を探し

てほしいとお願したところ、「今は生徒が少なく保護者も忙しいため、小学校のPTAの役員会議もスマートフォンに頼ることが多い。校長室に集まって役員会を開催するのは難しい時代になっている」ということでした。

#### ○田中委員長

竹湊地区では、中小企業への社会見学を行っているということで、参考になります。

#### ○武内委員

私は、校区まちづくり協議会の最初の設立委員になり、今も担っています。地区福祉委員長も兼任しています。

設立当初から地区福祉委員会と混同していて、必要なか疑問に思っていました。10年近く経過して、交付金が動いていることと、地区担当として市職員がしっかり行っていると感じています。大阪市役所にいましたが、このようなことはありません。ここまで地域に関わっているのは初めてです。地域団体が独自で展開するのが本筋ですが、難しいです。自治振興委員会だけでも、地区福祉委員会だけでも無理です。行政と一体となって行ってきたことで、一定の効果はあったと思います。

ただし、様々な問題があります。公金が動いていることで、市民に広くオープンにできませんが、それが浸透しているかは疑問です。

認知度が低いです。高齢クラブやこども会、町会などすべて、加入率が下がっています。私が自治振興委員をやっていたときは75%の加入率でしたが、今は50%台くらいになっています。高齢化しているにもかかわらず、高齢クラブの加入率も伸びていません。私の町会では、こども会は役員をしたくないということで、激減しました。しかし、町会で行事をすると多くの人が集まってきます。勧誘の問題などがあると思います。

いずれにしても、校区まちづくり協議会は、それなりの成果があったと思います。地元産業や地域団体などが入っていないことを懸案事項であるとの話が挙がりましたが、もっと広げていくべきだと思います。

#### ○田中委員長

校区まちづくり協議会と地区福祉委員会については、既存の団体と新しくできた校区まちづくり協議会との役割分担や定義が分かりにくいということを、私も聞いています。武内委員からは、交付金を絡めて進めてきて、校区まちづくり協議会は市と連携して様々なことができてきたという評価をいただきました。ただし、市民にオープンにしていこうという側面はこの10年間では足りなかったということで、そのようなことから認知度が低いという結果になっていると思います。今後に向けて改善すべきところがあると感じました。

#### ○山本委員

私もこの条文作りから参加して約10年になります。校区まちづくり協議会が何かも全く知らないときから条文作りに参加していました。

私の地元は特異で、小学校区は亀井小学校東地区になります。亀井小学校の中に割り込んでいます。元は、龍華小学校、龍華中学校でした。その校区がどこで分離されたのか、その議論にも参加していました。ある時突然、龍華小学校の西門の前にある文房具店の子どもがその小学校に通えないということで、その闘いに入りました。道を隔てて、もう一つ手前の川で区切られ、亀井小学校東地区になりました。

私は押し売りボランティアは嫌いなので勉強しようということで、太田房江氏が学長をされているところに2年間、別のところに2年間、4つの大学に行きました。当時は70代そこそこでしたが、帰りが遅くなり、終わる頃にしか参加できないことから、本部役員だけはお断りしました。

若い人がサラリーマンなので会合は夜に行うということでしたが、私は夜の会合は参加しないことにしています。そのような人が働いてくれているので、校区まちづくり協議会が何をするとところかを認識できたのは、地域フェスタ、市民スポーツ祭です。これらは、校区まちづくり協議会がなければできませんでした。自治会でやろうと思っても、自治会自体に入会してくれません。こども会もない地区です。こども会も自治会が預かっています。当時は、子どももたくさんいました。

校区まちづくり協議会に参加している私が、帰りが遅くなるので本部役員を断りましたが、私と同年代の人たちが、校区まちづくり協議会に入っており、それは大変ありがたかったです。今は、亡くなったり引退されたりしています。

高齢クラブは、現在約5,000人ですが、80歳以上が3,000人です。大正生まれだけでも二十数人います。昨日も総会の中でコメントしましたが、「お達者テレホン」を行いました。会員だけで490人が参加してくださり、14,000人の安心コールができました。そのことが冊子になって東京にも出してもらっています。そのような活動は評価されます。まちづくりとは関係ないと言われるかもしれませんが、我々は、高齢者に楽しく遊んでもらうことをいろいろと考えながら行っています。

次の日曜に地域フェスタがありますが、地域で参加する人がいません。高齢化で、私が住んでいるところは「年金ロード」と呼ばれており、誘っても「やめておきます」と言って参加してくれません。昔はテントの中にお母さんたちがたくさんいらっしゃいましたが、現在、市民スポーツ祭では、テントの中は高齢クラブの会員ばかりです。若い人はいません。役員の中に何人かはいますが、楽しませていただける会と思っています。条文を作ったメンバーとして恥ずかしいですが、地域ではそのような状態です。

#### ○田中委員長

校区まちづくり協議会の実態を経験的に語っていただきました。

若い世代のご意見もお聞きしたいと思います。小林委員、いかがですか。

### ○小林委員

第10条（対話の場）については、意見収集や交流の場はどのようなところが望ましいかにつながると思います。どのようにして若い世代に情報を伝えるか、参加してもらうかに関しては、先ほどから、時間や量、責任など様々な課題が出てきています。どの時間帯でも難しいものは難しいと思います。負担を背負ってでも行こうと思えるほどの、活動のハードルの低さが必要です。

最近、校区まちづくり協議会と関わる機会が増えており、ある校区まちづくり協議会でワークショップのお手伝いをしています。その校区まちづくり協議会が常々言われているのが「広く様々な世代の人の意見を収集したいが、どうすればよいか分からない」ということで、ワークショップで手法を試しているところです。参加者を募るにも、校区まちづくり協議会の会長から声掛けするのではなく、会長と一緒に活動している人が、自分の活動の中で、イベントの際や食事中にフラットな形で誘っています。ふらっと来ていただいて、意見をいただくことからスタートしています。今回が第2回ですが、第1回のときもそのような形で、30代から80代までの幅広い人と意見交流ができました。対話の場や、校区まちづくり協議会の活動にもつながってくると思います。意見を言う場所へのハードルをいかに下げるかが課題だと思います。

### ○田中委員長

若者がまちづくりに関わって、当事者として動いていくことが1つのポイントですが、小林委員のご意見のように、負担を負ってでも行きたいと思える仕掛けをどう作るかです。対話の場でも然り、校区まちづくり協議会での展開でも然りということだと思います。その肝として、フラットな関係作りを行っている会長のお話でした。立ち上げから10年経過した今、気楽に関わる校区まちづくり協議会になっていくことを考えなければならないというご意見でした。

### ○渡邊委員

若い人が校区まちづくり協議会などに入っていない原因ですが、昔は皆が助け合わないと生きていけない時代でした。今の若者には、「関わりたくない、関わってほしくない」という考えが底辺に流れています。若者は「そのようなところには入りたくない」というのが本音だと思います。そのような中で、どのようにして校区まちづくり協議会を盛大にしていけば、難問中の難問です。皆それなりに裕福なので、誰の力も借りずに生きていけることが一番の要因です。

私は障がい者団体の代表として出席しています。この条例の中にも障がい者のことが入っていますが、果たして行政の人や一般市民はどこまで障がい者のことを理解しているのだろうと思います。健常者は障がい者のことを理解しようとしても、難しいです。障がい者

も、八尾市民として健常者と同じように、地域で豊かに充実した暮らしをしたいと思っています。まずは心です。障がい者のことを障がい者として見るのではなく、「当然生きて当たり前」という気持ちをもっていただきたいです。ヨーロッパでは点字ブロックがあまりありません。それは、市民は障がい者と一緒に生活して当たり前だと思っているからです。目が不自由な人が白杖を持って歩いていると、「私と一緒に歩きましょう」と声掛けしてくれます。そのため、点字ブロックは必要ありません。そのような心のバリアを考えていただき、条例にきちんと書いていただきたいです。市民には、共に生きる社会が当たり前という気持ちを持っていただきたいです。傍観者にならないことが一番です。よろしくお願いします。

#### ○田中委員長

昔は皆で助け合わざるを得ない状況がありましたが、今はそうでなくても生きられるということは、1つのご指摘です。

後段は、今後の校区のまちづくりの中で、どれだけ地域共生のまちづくりが果たされていくかというご指摘で、実態としてはまだまだできていないというご意見でした。

新迫委員には、そもそも校区まちづくり協議会を知っていたかというところから、ご意見をお願いします。

#### ○新迫委員

校区まちづくり協議会は知りませんでした。ネットで市役所のHPを見ることはありますが、校区まちづくり協議会にはたどりつきませんでした。

渡邊委員が言われた「地域のまちづくりに参加したいか」については、参加したいとは思っていない学生や、校区まちづくり協議会のことを知らない学生が多いと思います。私自身も参加するメリットがないと感じています。ここ数十年で皆様が地域づくりに頑張ってこられたからこそ、必要ない水準にきてしまったということが大きいと思います。

今後、どのような取り組みをして後世につないでいくかですが、会議のテーマにもなっている「若者がなぜ参加しないのか」自体に若干疑問をもっています。八尾市は、大阪府でも郊外に位置する地域で、比較的高齢者が多く、かつ増加しています。そのような中で、難しいと分かっているにもかかわらず、なぜ若者をターゲットにして増やそうとしているのか、理由をお聞きしたいです。

#### ○田中委員長

新迫委員は、全面的にはではないにしても、若い人をターゲットにすることに疑問があるということです。

後世にどうつないでいくかが地域づくりの大きな課題であり、今の世代の人だけで頑張っても難しいため、若い人にどのようにバトンを渡すかに悩んでいるのだと思います。

清水委員にご意見を伺いたいと思います。



## ○清水委員

新迫委員の「若い人は少なくなるので、そこはターゲットではない」という視点は、面白いと感じました。今のボリュームゾーンの年代に頑張っていただければよいのかもしれませんが、継続性の観点では、20代から30代の方が、50～60代になってから参画するより、今のうちから知っていただき、関わっていただくプロセスが大事だと思います。18ページにあるような、「知らない」という状況は課題として捉えるべきだと思います。知っているからといって参加するかどうかは、次のステップですが、まずは「知らない」という状況は改善すべきことだと思います。「なぜ知らないのか」は問題だと感じています。

第10条の2（校区まちづくり協議会）ですが、校区まちづくり協議会の部分なのに、なぜ「市は」という主語が多いのだろうと思っています。第2項も「市は」となっていますが、協議会の条文なので、ここでは協議会の話がきてもよいと思います。第2項と第3項を入れ替えてもよいです。「市は」ということで、様々な支援を行うことが条例で担保されていることは大事ですが、校区まちづくり協議会を知らない人が、どのような組織なのか知りたいと思ってこの条例に行き着いたときに、これを読んでも、結局「校区まちづくり協議会とは何だろう」となることが懸念されます。

具体的に変えるなら、ここで、「校区まちづくり協議会とはどのような役割なのか」など、「協議会は」という視点の文言が入ってもよいと思います。

今までのご意見をお聞きして、「そもそも校区まちづくり協議会は必要であったのか」などの議論がある中で、「校区まちづくり協議会とはこのようなもの」ということをきちんと位置づけて整理することが必要です。これについてもご意見いただきたいと思います。

## ○田中委員長

皆様のご意見を私なりに斟酌して述べると、それぞれの立ち位置から課題、難問が山積みということですね。対話の場に関しては、フラットな話し合いを理想とするなら、それが全体には広がっておらず、一部の人で行ってきたという反省があるということですね。

校区まちづくり協議会については、清水委員が言われたように、「協議会とは何か」の共通見解がもたれていません。「そもそも協議会は必要だったのか」ということもあります。条文によると、第10条の2第1項では、「校区まちづくり協議会を設置することができる」と記載されています。しかしながら実際は、横並びで全校区に作っています。これについては、山本委員が言われたように、作らざるを得なかったというのが正直なところだと思います。市が強力に推進したがゆえに多くのことができたとも言え、そこは一定の評価がされて然るべきですが、本日皆様のご意見を聞いていると、「自分たちにとって本当に必要だったかどうか」、「違うやり方もあるのでは」ということを今後は考えてもよいだろうということだと思います。校区としては、校区まちづくり協議会を置かずに、まちづくりや課題解決に取り組んでも構わないので、それをどう引き受けるかが問われています。

財政支援については、市の税金で交付金が使われています。校区まちづくり協議会としては、「与えられたものは、何らかで使わなければならない」という発想になっているかもしれませんが、「このようなことをするから、これだけの額が必要」ではなく、「市から与えられた額があるから、それを使って何をしようか」となって、因果関係が間違っているところもなきにしもあらずだと思います。財政支援を受ける中で、どこまでの人に情報公開されているかについては、心もとない部分があります。

「わがまち推進計画」についても、自分たちのこととして作られているかです。21 ページにあるように、公開は少ないということでした。

第 10 条に関する言及は特にありませんが、ここまでに關して相当考えなければならないことがあります。条文を修正することもそうですが、そもそも実態として、活動として、一つ一つの校区をどうしていくかが悩ましいところです。

時間を費やしましたので、最後に時間があればご発言をいただきたいと思います。また、ご意見シートで追加のご意見をお願いします。

続いて、第 12 条（市民意見提出制度）、第 13 条（行政評価）、第 14 条（審議会等の運営）についてで、いずれも行政のまちづくり活動に対して、市民が意見を述べたり、参画したりする、といったしくみに関連する条文ですので、一括して意見交換を行いたいと思います。資料 5 の 24～27 ページが該当内容です。

市の取り組みについて、事前に案を公表して市民の意見を出してもらったパブリックコメントの実施実績が 24 ページの下段に掲載されています。方法論になりますが、従来型のパブリックコメント制度を行うのか、または、対話の場にもつながると思いますが、フラットに気軽に意見を述べられるのかが一つのポイントです。行政評価については、市が進めてきた取り組みについて評価を行って結果を公表することで、市民が意見を述べる機会を作ろうというものです。26 ページに、前回の総合計画の総括結果が掲載されています。

27 ページは審議会等の運営で、まさに本会議のような場ですが、若い世代の委員の選任や女性委員の割合などです。本日の会議の中でもあった、充て職で入らざるを得ない会議が多いことも、審議会等の運営に関する 1 つのポイントです。

## ○西田委員

本会議でも各種団体の代表が出ておられますが、皆様は事業に関わっておられる方々です。「なぜ関われないか」という意見を若い人に聞くことが一番大事だと思います。我々の年代になると、事業を行って自己満足的になることもありますが、それがニーズに合っているかどうかです。ニーズに合う事業を起こすことが必要です。

校区まちづくり協議会の認知度は低いです。地域の行事は知っていても、行事の主権がどこかは知らないというのが現状です。校区まちづくり協議会の認知度が低いのは、そのようなところにあります。山本委員が言われたように、地域フェスタのことは知っていて、多くの人に参加されますが、どこが主催で誰が役員を担っているかは知らずに参加している人

が多いと思います。我々以外の意見も聞き入れられるような審議会にしていけばよいと思います。

#### ○武内委員

私は役所出身なので第14条が気になりました。「市民からの公募による委員を選任」とありますが、法令で規定され公募でない場合もあります。「公募」とすると法律に引っかかることが懸念されます。議会で選任する場合も、公募の場合とそうでない場合があります。

#### ○田中委員長

私も約10年に渡って八尾市でいくつかの会議に参加しており、西田委員にもよく会いますし、藤本委員も、前回の第5次総合計画で一緒でした。同じようなメンバーで議論を行っているというのは、ご意見の通りです。西田委員が言われるように、我々以外の人の意見をどれだけ酌み取れるかが、今後に向けた重要なポイントだと思います。

最近、流行りのキーワードで、「くじ引き民主主義」という言葉があります。このような場に出てくる人をくじ引きで選んで意見を述べてもらうというものです。それによって、市や、今までこのような場に出てきていた人が、計り知れないような意見が出てくるということです。参加者はくじ引きで選ばれて仕方ないと思って行くのですが、参加することでその人にとっても新たな発見があります。以前から無作為抽出で審議会運営を行っているところもあります。八尾市として制度的にやるべき時期になっているかもしれません。

武内委員のご指摘である文言については、確認をお願いします。述語が「努めなければならない」となっているため、問題ないのではということだと思います。

清水委員、いかがでしょうか。

#### ○清水委員

特にありません。

#### ○田中委員長

第12条、第13条、第14条の文言修正はありませんが、ご意見については、整理をお願いします。

続いて、第15条（青少年・子どもの参加機会の保障）です。18歳未満の子どものまちづくりへの参画機会を保障する条文です。資料5の28～29ページが該当内容です。

#### ○村尾委員

青少年団体では、今までは中高生のジュニアリーダーはリーダースクールだけでしていました。東日本大震災後に全国大会で宮城県に行ったときに、中学生が語り部となった講演を聞き、八尾市でもジュニアリーダーを育成して校区まちづくり協議会で活動してもらわ

なければならぬと思いました。

ありがたいことに、この地区は地震や洪水などの被害がなく、皆様の意識が薄れています。一時、ジュニアリーダーが少なくなりましたが、これに懲りず募集を行い、今年は17人の中高生が集まりました。大学との提携で、大学生ボランティアに指導していただき、キャンプのできるアクトランドYAOと提携して、野外活動も行っています。

実態として、地域の校区まちづくり協議会は、どれだけの中高生が参加しているのかと思います。中高生の様々な視点で出される新しいことや、自分たちがこうしたいと思うことを酌み取れる組織を考えていただきたいと思います。中高生は様々な意見をもっています。

### ○田中委員長

大学生ボランティアによるジュニアリーダー育成は、まさに次世代につないでいく取り組みです。

最後に言われたことも重要です。校区まちづくり協議会と校区の小中学校の子どもたちがリンクしていないところもありますが、今は、校区まちづくり協議会が地域の小学校や中学校に出向いて話をしたり、子どもたちから校区まちづくり協議会に提案してもらったり意見をいただくことは、ほとんど行われていないと思います。これは、もったいないです。校区まちづくり協議会に対する中高生の意見を酌み取る仕組みが必要であり、保障すべきだと思います。

手前味噌ですが、今年2月に私の大学のゼミの学生に、校区まちづくり協議会の改革提案を出してもらいました。その中で、「中学校と高校で授業の中でアンケートを取ってはどうか」という意見がありました。もちろん、校区まちづくり協議会のことをしっかり認識してもらったうえのことです。今までは、そのような努力はしていないと思います。そのようなことも踏まえていただきたいと思います。

### ○西田委員

私の校区では、今もポスターなどを作って事業別のボランティアの募集をかけています。青色防犯パトロール隊体験の募集を出したところ、「青パトなら乗ってみたい」ということで車好きが集まりました。自分たちの都合のよい時間で活動してくれており、青色防犯パトロール隊の講習会も行っています。「他にも地域でできることがあれば教えてください」と言ってくれています。今はコロナ禍でできていませんが、今後、声掛けしていきたいと思います。1つのきっかけで活動が広まっていくことが、ありがたいことだと感じています。

### ○田中委員長

面白いことなら、乗っかるのだと思います。

新迫委員は、八尾市の学生として、まちづくりに参加したくなるアイデアはありませんか。

### ○新迫委員

青パトのように、自分が体験できないことや、ネットで調べただけではできない体験は大きいと思います。中高生はある程度社会経験を積んでいるので難しいと思います。

私が参加したジュニアエコノミーカレッジもそうですが、保健所の関係で調理する際に加熱が必要など、安全の為に大人の力で制限される部分が多々あります。すぐに具体例は出せませんが、そのようなことも含めて、普段できない体験には目を引きます。

### ○田中委員長

小中高生にとって、大学生などの斜めの関係くらいの人に関わると呼び水になるというのはあると思います。普段できないことを一緒に取り組むのは、青少年の地域への思いを生み出すと思います。森下委員のご意見にあった、地域の事業者への見学もその1つです。

清水委員、いかがでしょうか。

### ○清水委員

「満20歳未満」はこのままでよいのかどうかと思っています。前回の会議でも2つの意見が出たということで、次の条例の見直しの際に再検討ということでペンディングになっています。今回、これに対してどう捉えるべきかは整理しておくべきです。

私としては、20歳は大きいと感じます。「18歳」または「年齢記載せず」がよいと思います。実際に関係されている村尾委員に、「満20歳未満」の取扱いについてご意見をいただきたいです。対象は青少年及び子どもだと思いますが、私は変更してもよいと思います。

### ○村尾委員

私の団体は、幼稚園児から高校生までになるので、年齢の記載はありません。成人年齢が18歳になったということもあると思います。

### ○田中委員長

「満20歳未満」を、民法改正に伴って18歳にするか、年齢を記載しないこととするかです。年齢を記載せず、「市は、市民のうち、青少年及び子どもが」とするなら、最初の大前提として「青少年及び子どもの定義」が必要になります。村尾委員から実態の紹介があったように、「幼稚園児から高校生まで」のように簡単にまとめる形になるのではと思います。事務局にて検討ください。

大学との連携で、市内の高校生とワークショップを行って、ワールドカフェをしたりしています。イベントも大事ですが、仕組みとして、青少年及び子どもが地域と向き合っていく機会をどう作っていくかというフェーズに入ってもよいと思います。その辺りを具体的に落とし込めていければと思います。

最後に、第16条（条例の見直し）で、見直し規定を定めた条文です。ご意見をお願いし

ます。市民と市の協働となっているので、清水委員が言われる協働の定義で考えると、どうするかです。「市民と市」として協働の大きな枠組みを組んでいます、「市民と市民」の書きぶりをどうするかですが、清水委員、いかがでしょうか。

#### ○清水委員

条例の見直しでも、市民が適宜入って意見を述べるができるなど、市民としての役割を書ければと思いますが、煩雑になるでしょうか。提案制度のところにもあったように思います。各条例のもつ守備範囲があると思いますが。条例は市だけのものではありません。そもそも条例は市民のためのもので、条例を動かし見直していくというサイクルが回るべきものです。作って終わりではなく、「見直しには市民も関わらなければはならない」というメッセージを入れてもよいと思います。

#### ○田中委員長

1行の文章ですが、立て付けとして、「協働をどう捉えるか」です。「市民」という主語が少ないため、これを機会に、条例は与えられるものではなく、自分たちで条例を使いながらよいまちを創っていくことにできないかという思いだと思います。その辺りを提言書には落とせればと思います。

皆様のご協力のおかげで一通り押さえることができました。

全体を通して、また、前回の会議での話も踏まえて条例の評価において述べておきたいことがあれば、お願いします。

#### ○西田委員

条例を作らなければならないのは、交付金を使っているからということが大きいです。市民活動グループは交付金を当てにせず、自分たちの力で活動しており、今は「小さなコミュニティのやり直しをしよう」ということが増えてきています。

小林委員も子どもの育成のためのサロンを行っているため、一言お願いできればと思います。

#### ○小林委員

市民活動としては、私は高校生の頃からの活動と、昨年から新しく始めた子どもの健全育成の活動をしています。活動する中で、このような基本条例に触れる機会はなく、校区まちづくり協議会など地域で活動されている人や行政の人とつながる機会もありません。実際、つながらなくても自分たちでできますが、今後は、元々力をもって活動されている団体とうまく連携して活動できればと思います。

#### ○森下委員

校区まちづくり協議会は様々な行事をされています。校区まちづくり協議会は、各種団体の方が出ておられます。私は地区で民生委員をしています、団体の代表が出ているので、お任せになり、決まったことに「協力してください」と降りてきます。動員などに協力して参加していましたが、皆様の議論を聞いて、今後は私自身も気持ちを切り替えて校区まちづくり協議会に協力したいと思うようになりました。

#### ○村尾委員

私の地区では、学校支援ボランティアに無償で協力しています。学校からの要請とこちらからの声掛けによって、約30人が、自分たちの好意で団体組織を作っています。ボランティアなので強制はしないことを謳っており、長く細く活動したいと思っています。自分ができる日にちや時間で活動しています。学校のお手伝いは時間が決まっているため、LINEやFAXで連絡しています。この活動は5～6年間続いており、口コミでボランティアが増えています。

我々は校区まちづくり協議会や地区福祉委員会に関わっていますが、ボランティアの人はどの組織にも関わっていないので分かっていない人が多いです。私からこのような組織があることを説明しても、なかなか伝わりません。情報発信が必要だと思います。

#### ○西寺委員

村尾委員が言われたように、我々はこのような会議に参加しているので、校区まちづくり協議会のことが分かりますが、ほとんどの市民は分かっていないように思います。市の行政にも、より一層参加して広めていただきたいと思います。

#### ○田中委員長

本日は、第6条から第16条までの各条文につきまして、各委員から様々にご意見をいただきました。全体を踏まえて追加のご意見がありましたら、6月10日（金）までに、ご意見シートでいただければと思います。

最後に清水委員から一言お願いします。

#### ○清水委員

本会議は、私としても勉強になっています。

校区まちづくり協議会は、八尾市が早くから先進的に取り組んでいる素晴らしいものですが、実態は厳しいと感じています。他市のまちづくり協議会はボトムアップ型で、地域の方々が作っているものが多いです。八尾市は、トップダウン的にできてしまったところが課題であり特徴です。

校区まちづくり協議会の存在感を示せていないことや、協議会どうしの情報交換がなく、隣の校区が何をしているか知らないのはもったいないです。市内全域に協議会があるので、

各校区の特徴や経験は他の校区でも活かせると思います。

条例を制定して制度もあるのに、使われていないのはもったいないです。条例の見直しの際にも述べましたが、作って終わりにならないようするには、どうすればよいかを今後は考えていくことが必要です。

その際に、担い手は校区まちづくり協議会だけでよいのかという問題もあります。今後は、NPOやテーマ型の団体などの巻き込みも考えて、様々なチャンネルをもつことも必要です。

## ○武内委員

校区まちづくり協議会の各地区の状況は冊子にまとめて、年1回発表会と意見交換会を行っているため、各校区の状況は知ることができます。誤解のないようにお願いします。

## ○田中委員長

最後に私からお話しします。3月と5月のコンパクトな形での審議になりましたが、相当重要なことだと思っています。

条例はあくまでも道具なので、この道具を使って八尾をどのようなまちにしていくかです。私なりに考えて2つほど挙げさせていただきます。

1つは、この10～15年は、こうあるべきという義務の部分を中心に押し出してきた期間だったと思います。それによって、日々のまちづくりを支えてきた方々がここにおられます。今後は、それを一定担保しながら、やりたいという人をどうサポートしていけるかです。そのための制度、ルールです。また、もっと緩く考えてもよいのではと思います。それがどうできていくかが試されていると思います。

2つ目は、清水委員から再三あったように、市民と市民とのつながりの中で、新たなまちづくりの問題解決を行うことです。行政もそうですが、市民と市民の橋渡しをする中間支援の組織も豊かにして、つなぐ役割をきちんと位置付けていくことも大切です。

各委員より出されたご意見については、私の方で改めて事務局と調整の上、提言書素案という形で資料作成を進め、次回の3回目の評価委員会において議論する、という形でよろしいでしょうか。

(意見なし)

事務局は、その方向でよろしくをお願いします。

## (2) その他

### ●事務局

追加資料5 ご意見シートについて説明します。



これまでの議論において、非常に限られた時間での意見交換となりましたので、ここは追加しておきたいというご意見や、発言内容の補足等がありましたら、ご記入をいただくものとなっております。右上にお名前を記入いただき、該当箇所について表に記入をお願いします。提出方法は②に記載のとおり、こちらの都合で大変恐縮ですが、6月10日（金）を目途に返送くださいますよう、お願いします。なお、特にご意見がなければ、提出は不要です。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、2点目、今後のスケジュールです。本日は、第2回の会議として、最後の第16条までの意見交換を行っていただきました。第3回の会議では、これまでいただいたご意見を取りまとめ、提言書素案について議論をいただく形で進めていきたいと考えています。最終的には、評価委員会の提言内容を、市長に提言する場を設けます。

なお、次回は、7月12日（火）、午後6時からこちらの会場で開催させていただきます。正式な開催案内は後日郵送しますが、皆様ご予定くださいますよう、お願いします。

#### ○田中委員長

ありがとうございました。事務局におかれましては、本日、委員の方々からいただいた大変貴重な意見を取りまとめていただき、提言書等に反映をお願いします。

以上をもちまして、本日の議事は終了します。

#### ●事務局

皆様のご見識に基づき、活発に意見交換をいただき感謝申し上げます。

次回は、先ほどご説明しましたとおり、7月12日（火）を予定しております。提言書素案につきましては別途ご案内させていただきますので、引き続き、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

### 3. 閉会

以上